

生駒市市民自治検討委員会広報広聴部会（第2回）

日 時 平成19年8月31日（金）

午前10時

場 所 生駒市役所403・404会議室

次 第

案 件

- 1 当部会の検討事項について
 - (1) 条例の見直しについて
 - (2) 情報共有・公開について
 - (3) 情報共有制度について
 - (4) 情報への権利について

- 2 シンポジウムの開催について

- 3 その他

生駒市市民自治検討委員会広報広聴部会（第2回）検討資料

<p>各市町条例 (1) 条例の見直し</p>	<p>【ニセコ町】 （この条例の検討及び見直し） 第57条 町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例がニセコ町にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討するものとする。 2 町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直す等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>【伊賀市】 （この条例の検討及び見直し） 第58条 市は、この条例の施行後4年以内に施行状況を勘案し、検討の上、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。</p> <p>【篠山市】 （条例の見直し及び検討手続き） 第25条 市は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が篠山市にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討し、その結果に基づき見直しをするものとする。 2 市は、前項に規定する検討及び見直しを行うに当たっては、市民の意見を聴取するとともに、これを反映させなければならない。 3 市は、まちづくりの進捗状況等が、この条例に沿っているかを審議する市民委員会を設置することができる。</p>
<p>生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)</p>	<p>【例示】 市は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が生駒市にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討の上、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。</p> <p>【基本構想案】 ●時代経過による条例の形骸化を防止し、市民が本条例に関心を持ち続ける動機付けとするため、また、本条例の機能が期待されたとおり作用しているかどうか検証するため、定期的に条例を見直す旨を規定する。</p>

各市町条例
(2) 情報共有・公開

【ニセコ町】

(情報共有の原則)

第2条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。

【宝塚市】

(情報の共有)

第8条 市は、市の保有する情報を、市民と市が共有することが不可欠であるとの認識の下、これを取り扱わなければならない。

(情報の公開及び提供)

第9条 市は、市の保有する情報を積極的に公開し、及び提供しなければならない。

【生野町】

(情報共有の原則)

第2条 まちづくりは、町民と町及び町民同士がまちづくりに関する情報を共有しながら進めていくことを基本とする。

(情報の公開)

第23条 町は、行政活動に関する情報を町民に対して積極的に提供し、町と共有するように施策の充実に努め、そのための必要な措置を講じなければならない。

【多摩市】

(情報共有)

第17条 市議会及び市の執行機関は、保有する情報が、市民共有の財産であることから、これを市民にとってわかりやすいものにしななければならない。

2 市議会及び市の執行機関は、市民の参画及び協働にあたって、情報が共有されるよう、必要な措置を講じなければならない。

(情報公開)

第18条 市議会及び市の執行機関は、市民の知る権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、情報の公開を総合的に推進しなければならない。

【伊賀市】

(情報共有の原則)

第6条 市は、市民自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、市政全般に関わる情報を速やかに市民と共有することに努めなければならない。

(意思決定過程の情報共有)

第8条 市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにするよう努めなければならない。

2 市は、審議会その他の附属機関の会議を、原則として公開しなければならない。

	<p>【名張市】 (情報共有) 第11条 市は、市政に関する情報を、広報紙等を通じて積極的に提供するとともに、市民意向の把握など情報収集を図り、市民との情報共有に努めなければならない。</p> <p>(情報公開) 第12条 市は、市民の知る権利を保障し、公正で開かれた市政を推進するため、別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を原則として公開しなければならない。</p> <p>【篠山市】 (情報の共有、提供及び公開) 第5条 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有するものとする。 2 市は、市民に対し、市が保有する情報を積極的に公開するとともに、分かりやすく提供しなければならない。</p>
生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)	<p>【例示】 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有するものとする。 2 市は、市民に対し、市が保有する情報を積極的に公開するとともに、分かりやすく提供しなければならない。</p> <p>【基本構想案】 ●参画と協働によるまちづくりの前提として、市民と市のそれぞれが持つ情報を共有財産として相互に活用するための情報共有に関する規定並びに開かれた自治体として市の保有する情報を積極的に公開及び提供することを規定する。</p>

<p>各市町条例 (3) 情報共有制度</p>	<p>【ニセコ町】 (情報共有のための制度) 第7条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。 (1) 町の仕事に関する町の情報を分かりやすく提供する制度 (2) 町の仕事に関する町の会議を公開する制度 (3) 町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度 (4) 町民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度</p> <p>【伊賀市】 (情報共有のための制度) 第9条 市は、その有する情報を原則として公開しなければならない。 2 市は、市が出資若しくは補助、事務の委託又は職員を派遣している団体のうち、一定の基準を満たすものに関し、その情報公開を推進するため、必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない。 3 前2項に関することは、別に定める。</p> <p>【篠山市】 (情報の共有、提供及び公開) 第5条 3 市は、市民が容易に情報を得られるよう、仕組みや体制を整備するとともに、情報を適正に収集、保存しなければならない。</p>
<p>生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)</p>	<p>【例示】 市は、市民が容易に情報を得られるよう、仕組みや体制を整備するとともに、情報を適正に収集、保存しなければならない。</p> <p>【基本構想案】 ●まちづくりに関する情報は、その時々の社会情勢や経済情勢に応じて積極的に収集するばかりでなく、いつでも提供できるよう仕組みや体制を整備し、整理保存することを規定する。</p>

<p>各市町条例 (4) 情報への権利</p>	<p>【ニセコ町】 (情報への権利) 第3条 わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。</p> <p>【宝塚市】 (市民の権利と責務) 【再掲地域コミュニティ部会】 第6条 市民は、市の保有する情報を知る権利を有するとともに、まちづくりに参加する権利を有する。</p> <p>【生野町】 (情報を得る権利) 第7条 私たち町民は、行政活動について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。</p> <p>【多摩市】 (市民の権利) 第5条 3 市民は、まちづくりに関し、市議会及び市の執行機関の保有する情報を知ることができます。</p> <p>【伊賀市】 (情報への権利) 第7条 市民は、法令により制限される場合を除いて、市に対しその有している情報の提供を要求し、取得する権利を有する。</p> <p>【名張市】 (市民の権利) 【再掲地域コミュニティ部会】 第4条 市民は、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有する。</p> <p>【篠山市】 (市民の権利及び責務) 第10条 2 市民は、まちづくりに関する情報について、その提供を受け、又は自ら取得する権利を有する。</p>
<p>生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)</p>	<p>【例示】 市民は、法令により制限される場合を除いて、市に対しその有している情報の提供を要求し、取得する権利を有する。</p> <p>【基本構想案】 ●市民は、情報を受ける権利、自ら取得する権利を有する旨を規定する。</p>